

京都市休日急病診療所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成17年8月26日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第46号

京都市休日急病診療所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市休日急病診療所条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第11号）の施行期日は、平成17年9月1日とする。

（保健福祉局保健衛生推進室地域医療課）